

米国ワックスマン・マーキー法案(下院通過版)の概要について

平成21年 7月29日

環境省市場メカニズム室

下院エネルギー・商業委員長のヘンリー・ワックスマン議員（民主党・カリフォルニア州選出）と、エネルギー・環境小委員長のエドワード・マーキー議員（民主党・マサチューセッツ州選出）が2009年3月31日に下院に提出した、「H.R.2454 the American Clean Energy and Security Act of 2009」（通称ワックスマン・マーキー法案）は、2009年5月21日に下院エネルギー・商業委員会を賛成33票・反対25票・無投票1票で通過し、2009年6月26日に下院本会議を賛成219票・反対212票・無投票3票で通過した¹。

本法案は、5章からなる包括的なエネルギー・気候変動法案であるが、3章の「Title III Reducing Global Warming Pollution」（現行の大気清浄法（Clean Air Act）に「Title VII Global Warming Pollution Reduction Program」等を追加するもの。）にて、国内排出量取引制度の導入を定めている。同制度の概要は、下記の表の通りである。

対象	期間 ²	2012年より一部の対象部門で開始し、2016年までには全部門が対象となる。
	対象ガス ³	GHG7 ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、HFCs、PFC、NF ₃ ）。EPA 長官による追加が可能。
	カバー率 ⁴	全部門が対象となる2016年以降、米国温室効果ガス排出量の84.5%をカバーする。
	対象部門／時期 ⁵	対象部門と、各部門が対象となる時期は下記の通りである。 エネルギー部門 (a) 発電源（2012年～） ➤ 石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガス、再生可能バイオマス又は再生可能バイオマス由来ガス起源の発電による排出は、排出枠の償却義務から免除される。 (b) 2008年以降に州間の通商目的で、石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガスの製造を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同燃料の燃焼が、年間25,000t-CO₂⁶以上の排出をもたらすものに限る。（2012年～） (c) 天然ガス供給会社（あるいはグループ会社）のうち、2008年以降に本法案対象外である消費者に対して、年間4億6千万ft³以上を供給した会社。（2016年～） ➤ 償却義務の対象は、国内排出量取引制度の消費者に供給した天然ガスの燃焼に由来する排出量のみに限る。 産業部門 (d) 2008年以降に州間の通商目的で、温室効果ガス（化石燃料起源のCO₂、N₂O、PFCs、SF₆、その他NF₃を除きEPAが指定する温室効果ガス、左記GHGの組み合わせ）

¹ 法案全文は、<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c111:H.R.2454>: より入手可能。

² § 700(13)、§ 722(c)より。

³ § 711 より。

⁴ § 721(e)より。

⁵ § 700(13)、§ 722(b)、§ 702 より。

⁶ EPA 長官は、制度対象者に設けられた閾値について、制度対象とすることによるコストと効果を比較し見直す。

		の排出を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同ガスの燃焼が、年間 25,000t-CO₂ 以上の排出をもたらすものに限る。(2012 年～) (e) アジピン酸、一次アルミ、アンモニア、セメント（粉砕のみである場合は除く）、HCFC、石灰、硝酸、石油、燐酸、炭化ケイ素、ソーダ灰、二酸化チタン、石炭起源の液体／気体燃料の製造を行う固定排出源（2014 年～） (f) ①2008 年以降にアクリロニトリル、カーボンブラック、二塩化エチレン、酸化エチレン、メタノールの製造を行なう固定排出源、②年間 25,000t-CO₂ 以上の排出をもたらす化学／石油化学製品を製造する固定排出源（2014 年～） (g) エタノール製造、合金鉄製造、食品加工、ガラス製造、水素製造、鉄鋼製造、鉛製造、紙パルプ製造、亜鉛製造を行う固定排出源。但し、2008 年以降に年間 25,000t-CO₂ 以上排出したものに限る。(2014 年～) (h) 上記(e)(f)(g)に該当しない産業部門における化石燃料燃焼装置（あるいは装置グループ）のうち、2008 年以降に年間 25,000t-CO₂ 以上排出したもの。(2014 年～) (i) 2008 年以降に年間 25,000t-CO₂e 以上の NF₃ を排出した固定排出源（2012 年～） <u>その他</u> (j) 地中炭素固定サイト（2012 年～）
キャップ	国全体の削減目標 ⁷	米国の温室効果ガス排出を、2005 年比で、2012 年に 3%、2020 年に 20%、2030 年に 42%、2050 年に 83%削減する。
	対象部門の削減目標 ⁸	国内排出量取引制度対象部門の温室効果ガス排出を、2005 年比で、2012 年に 3%、2020 年に 17%、2030 年に 42%、2050 年に 83%削減する。
	キャップ設定 ⁹	・ あらかじめ各年における割当総量を、下記のグラフのように定める。割当対象も併せて記す。 百万t_{CO2} 2012 年 2013 年 2014 年 2015 年 2016 年 2017 年 2018 年 2019 年 2020 年 2021 年 2022 年 2023 年 2024 年 2025 年 2026 年 2027 年 2028 年 2029 年 2030 年 2031 年 2032 年 2033 年 2034 年 2035 年 2036 年 2037 年 2038 年 2039 年 2040 年 2041 年 2042 年 2043 年 2044 年 2045 年 2046 年 2047 年 2048 年 2049 年 2050 年 ■ 戦略的留保オークション □ 早期行動 ■ 農業部門 ■ 財政赤字軽減 ■ エネルギー部門 ■ 消費者/労働者対策 ■ 適応 ■ 気候変動消費者還付 ■ 貿易集約型産業 ■ エネルギー技術 ■ 森林伐採回避

⁷ § 702 より。

⁸ § 703 より。

⁹ § 721(c)、§ 721(f)、§ 781 より。

		・ 上記の割当総量に加えて、石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガス等を原料として使用し、燃焼しなかった場合や、生産工程で制度対象となるフッ素化ガスを破壊した場合等には、補填排出枠(compensatory allowance)が発行される。
割当	割当対象	排出枠は、以下の主体に対して割り当てられる。 (1) 戦略的留保オークション(strategic reserve auction)¹⁰ ・ 2012～2019 年排出枠の 1%、2020～2029 年排出枠の 2%、2030～2050 年の排出枠の 3%分を取り置く。(2012～2050 年合計で約 27.2 億 t-CO₂) (2) エネルギー部門¹¹ ・ 国内排出量取引制度の対象であるエネルギー部門において、2012 年～2029 年まで、エネルギー価格の高騰の影響を被る消費者保護の目的で、無償で排出枠を割り当てる。
	電力供給事業者	・ 下記の事業者に対して、過去の電力供給量や排出量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割り当てる。 (a) 電力地方供給会社：無償で割当られた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。 (b) 小規模電力地方供給会社：前年に電力販売量が年間 400 万 MW 以下である事業者を指す。割り当てられた排出枠の用途は、節電プログラム、再生可能エネルギー発電技術導入、低所得者の電力料金削減支援プログラムに限定される。 (c) 商業用石炭発電事業者：熱投入量の 85%以上を石炭、石油コークス、若しくは双方から得ている事業者を指す。EPA 長官は、連邦エネルギー規制委員会(FERC)と共同で、当該事業者への割当が棚ぼた利益(Windfall Profit)を生じさせていないかを 2014 年 7 月までに分析する。 (d) 長期電力購入契約をもつ発電事業者：電力や熱の販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案により生じる遵守費用の転嫁が難しい事業者を指す。 (e) コージェネ施設：熱投入量の 80%以上を石炭、石油コークス、若しくは双方から得ており、設備容量が 100MW 以上等、一定の条件を充たすコージェネ施設を指す。 ・ 無償で割り当てる排出枠の量は、2012 年該当排出枠¹²の 44.60% (約 20 億 t-CO₂) より減少し、2029 年該当排出枠の 7% (約 2.5 億 t-CO₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
	天然ガス地方供給会社	・ 天然ガス地方供給会社に対して、国内排出量取引制度非対象者である顧客に対する過去の天然ガス販売量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 天然ガス地方供給会社は、無償で割当られた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の 1/3 は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 ・ EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプル監査を行う。

¹⁰ § 729 より。

¹¹ § 782(a)・(b)・(j)より。

¹² 該当排出枠とは、「(当該年の割当総量) - ((1)戦略的留保オークション用にとりおく排出枠)」を指す。

	無償で割り当てる排出枠の量は、2016～2025 年該当排出枠の 9%（2016 年において約 4.9 億 t-CO₂）より減少し、2029 年該当排出枠の 1.8%（約 6 千 5 百万 t-CO₂）となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
石 油 精 製 業 者	- 米国内の石油精製所所有者及び操業者に対して、EPA 長官が法施行後 3 年以内に設定するルールに基づき、無償で割り当てる。 - 無償で割り当てる排出枠の量は、2014～2026 年該当排出枠の 2.25%（2014 年において約 1.1 億 t-CO₂）である。2027 年以降は無償割当を行わない。

(3) 貿易集約型産業¹³

- 下記の条件を満たすセクターに属する事業者には、2012 年～2034 年まで無償で排出枠を割り当てる。割当量は、2012～2013 年該当排出枠の 2%（2012 年において約 9 千 2 百万 t-CO₂）、2014 年該当排出枠の 15%（約 7.6 億 t-CO₂）、2015 年以降割合は減少し、2035 年でゼロとする。

(A) (1)エネルギー集約度：（電力料金＋燃料購入代金）/出荷額＞5%、又は
GHG 集約度：（GHG 排出量×20）/出荷額＞5%、かつ
(2)貿易集約度：（輸入額＋輸出額）/出荷額＞15%

(B)若しくは、エネルギー集約度か GHG 集約度のどちらかが 20%以上となるセクター

- セクターの特定は、6 桁の NAICS(北米産業分類コード) により行う。
- 各事業者への割当は、EPA 長官が設定するベンチマークに基づき行う。

(4) 早期行動¹⁴

- 2001 年 1 月 1 日～2009 年 1 月 1 日までに行われた早期削減対策に対して、2012 年該当排出枠の 1%（約 4 千 6 百万 t-CO₂）を無償で割り当てる。
- 2012 年該当排出枠の 0.75%は、EPA 長官が認める自主的オフセットプログラムのもとでのオフセットクレジットとの交換に用いる。
- 2012 年該当排出枠の 0.25%は、事業者による早期削減対策に対して割り当てる。但し、GHG 削減目標と目標達成状況を公示している、事業者単位で GHG 純削減を達成している等、一定の条件を満たす事業者に限られる。

(5) 消費者／労働者支援¹⁵

- 消費者支援対策及び労働者教育に関する下記の対策に、排出枠が割り当てられる。

対象	割当方法
家庭暖房用石油・プロパン	- 排出枠は各州の消費者に販売された家庭・業務用の石油・プロパン・灯油の炭素含有量に応じて、各州に無償で割り当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、その収益を家庭暖房用石油・プロパンの価格上昇の影響を受ける消費者を対象としたプログラムに用いる。 - 無償で割り当てる排出枠の量は、2012～2013 年該当排出枠の 1.88%（2012 年において約 8 千 6 百万 t-CO₂）より減少し、

¹³ § 782(e)、§ 762～§ 764 より。

¹⁴ § 782(c)より。

¹⁵ § 782(c)・(d)・(k)より。

	2029 年該当排出枠の 0.3% (約 1 千万 t-CO ₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
低所得消費者	- 排出枠オークション収益の一部を、低所得の消費者対策に用いる。 2012～2050 年該当排出枠の一律 15% (2012 年において約 6.9 億 8 千 7 百万 t-CO₂、2050 年において約 1.5 億 t-CO₂) のオークション収益を出資する。
労働者への投資	- 排出枠オークション収益の一部を、新設する 2 つの環境関連の労働者基金に用いる。 - Climate Change Worker Adjustment Assistance Fund に、2012～2021 年該当排出枠の 0.5% (2012 年において約 2 千 3 百万 t-CO₂)、2022～2050 年排出枠の 1% (2050 年において約 1 千万 t-CO₂) のオークション収益を出資する。Energy Efficiency and Renewable Worker Training Fund に、2012～2013 年該当排出枠の 0.75% (2012 年において約 2 千 3 百万 t-CO₂) のオークション収益を出資する。

(6) エネルギー技術¹⁶

- 再生可能エネルギーや省エネ技術の普及に関する下記の対策に、2012 年～2050 年まで排出枠が割り当てられる。

対象	割当方法
再生可能エネルギー、省エネ	- 排出枠は、各州/インディアン部族に無償で割り当てられる。割当を受けた各州/インディアン部族は排出枠を売却し、再生可能エネルギーや省エネに関するプログラムに用いる。 - 割当量は、2012～2016 年該当排出枠の 9.55% (2012 年において約 4.4 億 t-CO₂) より減少し、2026～2050 年該当排出枠の 4.53% (2050 年において約 4 千 5 百万 t-CO₂) を無償で割り当てる。
建物における省エネ	- 排出枠は、各州に無償で割り当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、建物における省エネ基準向上対策に用いる。 2012～2050 年該当排出枠の一律 0.5% (2012 年において約 2 千 3 百万 t-CO₂、2050 年において約 5 百万 t-CO₂) を無償で割り当てる。
クリーンエネルギー技術研究開発	- 排出枠は、本法案にて新設される Energy Innovation Hubs プログラム等を通して、クリーンエネルギー技術の研究開発を行う組織に対して、無償で割り当てられる。 2012～2050 年該当排出枠の一律 1.5% (2012 年において約 4 千 8 百万 t-CO₂、2050 年において約 1 千万 t-CO₂) を無償で割り当てる。
環境に優しいクリーンな自動車	- 排出枠は、環境に優しいクリーンな自動車のインフラ整備及び電気自動車製造者への支援を行うプログラムに対して、無償で割り当てられる。 2012～2017 年該当排出枠の 3% (2012 年において約 1.4 億 t-CO₂)、2018～2025 年該当排出枠の 1% (2025 年において約 4 千 2 百万 t-CO₂) を無償で割り当てる。2026 年以降は無償割当を行わない。
国際的なクリーン技術普及	排出枠は本法案で規定される国際的なクリーン技術普及のプログラムに対して、無償で割り当てられる。割当を受けたプロ

¹⁶ § 782(g)・(h)・(i)・(o)・(f)より。

	グラムの運用者（国務長官及び他の関連省庁）は排出枠を売却し、その収益をプログラム運用資金とする。 2012～2021 年該当排出枠の 1%（2012 年において約 4 千 6 百万 t-CO₂）、2022～2026 年該当排出枠の 2%、2027～2050 年該当排出枠の 4%（2050 年において約 4 千万 t-CO₂）を無償で割り当てる。
CCS 技術	- CCS 技術の普及のため、一定条件を充たす CCS プロジェクトの実施者に対し、排出枠を無償で割り当てる。 2014～2017 年該当排出枠の 1.75%（2014 年において約 8 千 8 百万 t-CO₂）、2018～2019 年該当排出枠の 4.75%、2020～2050 年該当排出枠の 5%（2050 年において約 5 千万 t-CO₂）を無償で割り当てる。

(7) 農業部門¹⁷

- ①農業インセンティブプログラム(Agriculture Incentives Program)及び②再生可能エネルギーインセンティブプログラム (Renewable Energy Incentives Program)を実施する州や自治体に対して、排出枠を無償で割り当てる。
- ①農業インセンティブプログラムは、農務省長官が運用し、農業部門における削減/吸収の促進等を目的とする。但し、森林・農業国内オフセット基準にみたないものに限る。
- 2012～2016 年該当排出枠の 0.28%（2016 年において約 1 千 5 百万 t-CO₂）を無償で割り当てる。

(8) 適応¹⁸

- 米国内外の複数の適応プログラムに、2012 年～2050 年まで排出枠を無償、若しくはオークション収益として割り当てる。割当を受けたプログラムの運用者（内務省等）は排出枠を売却し、その収益をプログラム運用資金とする。
- 2012～2021 年該当排出枠の 3%（2012 年において約 1.4 億 t-CO₂）、2022～2026 年該当排出枠の 6%、2027～2050 年該当排出枠の 12%（2050 年において約 1.2 億 t-CO₂）を無償で割り当てる。

(9) 森林伐採回避

- 途上国における森林伐採回避対策のために、排出枠を割り当てる。
- 2012～2025 年該当排出枠の 5%（2012 年において約 2.3 億 t-CO₂）、2026～2030 年該当排出枠の 3%、2031～2050 年該当排出枠の 2%（2050 年において約 2 千万 t-CO₂）を無償で割り当てる。
- 2020 年に 7 億 2 千万 t-CO₂、2025 年末までに累計 60 億 t-CO₂ 分を目標とする。

(10) 財政赤字軽減¹⁹

- 2012 年～2025 年に割り当てられずに残った排出枠は、財政赤字軽減 (Deficit

¹⁷ § 782(u)、§ 788 より。

¹⁸ § 782(l)～(n)より。

¹⁹ § 782(q)より。

	reduction) に充てる。 (11) 気候変動消費者還付²⁰ ・ 2026 年～2050 年に割り当てられずに残った排出枠は、気候変動消費者還付 (Climate Change Consumer Refund) に用いられる。 ➢ 財務省長官は、気候変動消費者還付口座に支払いがなされた場合、毎年米国の各家庭へ税金の還付を行う。還付額は、家庭の人数に応じる。
オークション	(1) 通常のオークション²¹ ・ 第 1 回を 2011 年 3 月末までに行い、以降四半期毎に実施する。 ・ 排出枠を保有するものは誰でも、オークション実施者である EPA 長官に、保有する排出枠をオークションにて売却するよう、依頼することができる。 ・ 下記の最低価格を設ける。 ➢ 2012 年は、10 ドル (2009 年ドル) とする。 ➢ 2013 年以降は、前年の最低価格× (5%+インフレ率) とする。 ・ オークションにかける排出枠は、2012 年以前に行うオークションと下記の場合を除き、実施年から 4 年後までの排出枠とする。 ➢ 2014 年～2019 年：オークション実施年から 12～17 年先の排出枠から 7 億 t-CO₂ 分をそれぞれの年から等しく販売する。 ➢ 2020 年～2025 年：オークション実施年から 12～17 年先の排出枠から 5 億 t-CO₂ 分をそれぞれの年から等しく販売する。 ➢ 2026 年～2030 年：オークション実施年から 12～17 年先の排出枠から 3 億 t-CO₂ 分をそれぞれの年から等しく販売する。 ・ 小規模商業石油精製所に対し、一定量の排出枠を取り置き、固定価格にて販売する。 ➢ 取り置く排出枠の量は、2012～2013 年該当排出枠の 6.2%、2014～2015 年該当排出枠の 5.4%、2016～2024 年該当排出枠の 4.9% とする。 ➢ 価格は、過去 12 ヶ月のオークション実施年排出枠の決済平均価格とする。 ➢ 当該排出枠は、購入年の遵守目的にのみ使用することができ、バンキング、ボローイング、売買目的に使用することはできない。 ・ 各参加者は、各オークションで売却される排出枠の 5% 以上を購入することはできない。 ・ 単一回均一価格の封印入札形式にて行う。 (2) 戦略的留保オークション(Strategic Reserve Auction)²² ※本オークションは、排出枠価格の高騰に備えた措置である。 ・ 国内排出量取引制度対象者のみが、オークションに参加することができる。 ・ 下記の最低価格を設ける。 ➢ 2012 年は、28 ドル (2009 年ドル) とする。

²⁰ § 782(r)、§ 789 より。

²¹ § 791 より。

²² § 726 より。

		➤ 2013～2014 年は、前年の最低価格×（5%＋インフレ率）とする。 ➤ 2015 年以降は、前 36 ヶ月の日次終値平均価格の 1.6 倍相当とする。 ・ 戦略的留保オークションでは、下記の排出枠を販売する。 ➤ 戦略的留保オークション用に取り置く排出枠 ➤ (1)通常のオークションで売れ残った排出枠 ➤ オークション収益用途②から生じる排出枠の一部 ・ オークションの収益は、下記の用途に用いられる。 ① 本法案にて新設される戦略的留保ファンド（strategic reserve fund）へ拠出。 ② 森林伐採回避から生じる海外オフセットクレジットの購入へ拠出。 －EPA 長官は購入したクレジットを一旦取り消し、購入量の 8 割分を当該年以降のビンテージの排出枠をとして新たに発行する。但し、戦略的留保ファンド用に取り置く排出枠の量（2012～2019 年排出枠の 1%、2020～2029 年の 2%、2030～2050 年の 3%）を超えて、当該年ビンテージの排出枠を発行することはできず、これ以上購入する場合は、超過分は取り消される。 －発行された排出枠は、下記の用途に用いられる。 (1) 戦略的留保オークション用に取り置く排出枠の補填。 (2) (1)の補填に用いてもなお余る場合には、財政赤字軽減（Deficit reduction）及び気候変動消費者還付（Climate Change Consumer Refund）に用いる。 ・ 第 1 回を 2012 年 3 月末までに行い、以降四半期毎に実施する。 ・ 各オークションで売却する排出枠の上限は、2012～2016 年の排出枠の 5%及び 2017 年以降の排出枠の 10%である。 ・ 各参加者の購入上限は、遵守のために直近に償却した量の 20%である。また、各オークションで売却される排出枠の 20%以上を購入することはできない。 ➤ 2012 年については、報告された 2011 年排出量の 20%とする。 ➤ 新規参入者については、予測される排出量の 20%を EPA 長官が定める。 ・ 単一回均一価格の封印入札形式にて行う。
	バンキング ²³	無制限に可能
	ボローイング ²⁴	・ 翌年の排出枠は、無利子でボローイングできる。 ・ 5 年後までの排出枠は、償却義務の 15%を上限として、利子（8%×ボローイングする年数）付きでボローイングできる。
遵守 オ プ シ ョ ン	外部クレジット	・ 遵守には、本法案の排出枠の他、①国内外のオフセットクレジット、②他国制度の排出枠を用いることができる。
	オフセット クレジット ²⁵	<u>利用上限</u> ・ オフセットクレジットは、年間 20 億 t-CO₂ を上限として、利用することができる。 ・ オフセットクレジットは、下記の数式により定められる一定割合(%)を上限とし

²³ § 725(a)より。

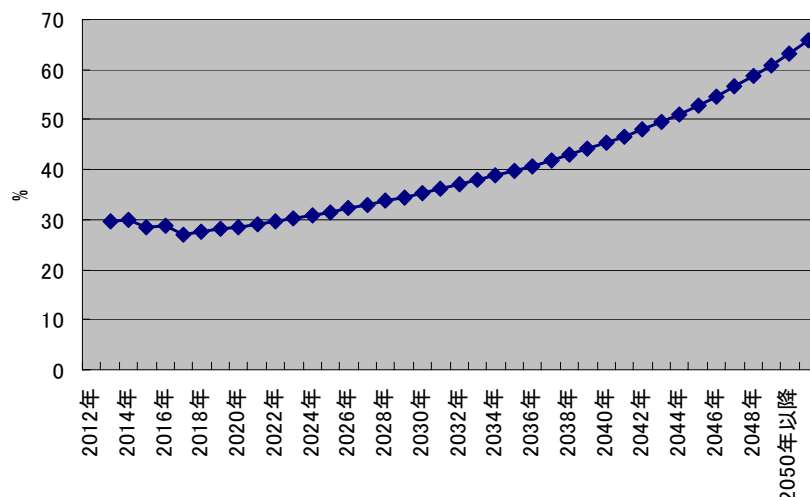
²⁴ § 725(c)より。

²⁵ § 722(d)より。

て、償却目的に用いることができる。

$$\text{利用上限(\%)} = \frac{20\text{億}t\text{CO}_2}{20\text{億}t\text{CO}_2 + \text{前年の割当量}} \times 100^{26}$$

従って、利用上限は、2013 年 30%から 2017 年 27%へと減少した後、2050 年 66%まで増加する。各年の変化は、下記のグラフのとおりである。



- ・ 海外オフセットクレジットと国内オフセットクレジットの利用上限は、それぞれ上記グラフで示したオフセットクレジットの全体の利用上限の半分とする。
- ・ ただし、排出枠価格以下で購入可能な国内オフセットクレジットが年間 9 億 t-CO₂ 未満であった場合、海外オフセットクレジットの利用上限を年間 15 億 t-CO₂ まで引き上げる。海外オフセットクレジットの利用上限の引き上げを行う場合、国内オフセットクレジットの利用上限を同量引き下げ、オフセット全体で年間 20 億 t-CO₂ の利用上限は変化させない。

国内オフセット²⁷

- ・ 法施行後 30 日以内に、EPA 長官は Offset Integrity Advisory Board(科学者を中心に 9 人以上で構成される)を設置し、プロジェクトタイプの選定や方法論の策定等に係る支援を行う。
- ・ 法施行後 2 年以内に、EPA 長官は、上記 Advisory Board の意見と関係省庁との協議を経て、国内オフセットに係る規則を策定する。
- ・ 2009 年以降の削減を対象とする。ただし、2001 年以降の削減であり、EPA 長官が認めるプロジェクトであれば、早期オフセットクレジットを発行する。
- ・ クレジット有効期間は、森林分野の吸収（下記参照）以外は、5～10 年間のいずれかとする。失効するクレジットは、新たなクレジット/排出枠により、補填されなければならない。
- ・ 第三者検証が必要。検証機関の認証基準は、米国規格協会(ANSI)や ISO14065 による。加えて、EPA 長官は毎年、プロジェクトをランダムに選び、監査を行う。
- ・ 森林・農業国内オフセットについては、農務省長官を運営者とし、別途プログラムを策定する。

²⁶ 大統領は、係数 20 億 t-CO₂ の値を見直すことができる。

²⁷ § 732～§ 734、§ 736、§ 738 より。

		➤ 法施行後 1 年以内に、農務省長官は森林・農業国内オフセットに係る規則を策定する。 ➤ USDA GHG Emission Reduction and Sequestration Advisory Committee (科学者を中心に 9 人以上で構成される)を設置し、プロジェクトタイプの選定や方法論の策定等に係る支援を行う。 ➤ 2009 年以降の削減を対象とする。ただし、2001 年以降の削減であり、農務省長官が認めるプロジェクトであれば、早期オフセットクレジットを発行する。 ➤ プロジェクトタイプには、農業/草地/放牧地における管理、土地利用変化及び森林活動による炭素ストックの変化、堆肥管理等を含むものとする。 ➤ クレジットの有効期間は、農業分野の吸収について 5 年未満、森林分野の吸収について 20 年未満、その他について 10 年未満とする。失効するクレジットは、新たなクレジット/排出枠により、補填されなければならない。 ➤ 第三者検証が必要。検証機関の認証基準は、農務省長官が策定する。加えて、農務省長官は毎年、プロジェクトをランダムに選び、監査を行う。
	海外オフセット ²⁸	・ 2019 年以降、本法案の排出枠：海外オフセットクレジット＝1.25：1 の重み付けを行う。(5t・CO₂分の海外オフセットクレジットをもって、4 t・CO₂分の償却に充てる。) ・ 海外オフセットクレジットは、米国が締結する協定に参加した途上国に限る。 ・ 海外オフセットには、下記のクレジットを含む。 ➤ EPA 長官が指定する途上国の特定セクター（本法案の対象部門であり、国際市場において米国と競争関係にあるもの）については、セクター・ベースのクレジットのみを発行する。 ➤ UNFCCC、UNFCCC に基づく議定書、又は UNFCCC の後継条約に規定されるクレジットについては、EPA 長官が認める場合に、使用が可能となる。
	他国制度の排出枠 ²⁹	・ リンクする取引制度は、(1)絶対量の義務削減目標を課し、かつ(2)算定、遵守、施行、オフセットの質と利用制限について、本法案と同等の厳しさを課すものに限る。 ・ EPA 長官は他国制度の排出枠について利用上限を課することができる。
	国境措置 ³⁰	・ 法案の導入が炭素リーケージを引き起こしていると大統領が判断した場合、①貿易集約型産業への無償割当量を見直すか、②米国への製品輸入に際し、排出枠の償却を求めるか、③若しくは①と②双方の措置を取ることができる。 ・ 米国への製品輸入に際し、排出枠の償却を求める措置の詳細は下記の通り。 ➤ 当該措置は、2020 年以降のみ実施可能である。 ➤ EPA 長官は、国際リザーブ排出枠(International Reserve Allowance)を販売する。当該排出枠は、国内排出量取引制度対象者が遵守目的で使用するこ

²⁸ § 722(d)、§ 743 より。

²⁹ § 728 より。

³⁰ § 767～§ 768 より。

		とはできない。 ➤ 以下のセクターにおける製品は除く：当該セクターにおける米国への輸入品の 85%以上が、下記の条件のいずれか一つに該当する国で製造されているセクター。 (1) 当該国が、米国の締結する国際協定に批准しており、国内で米国と同レベルの厳しさの温室効果ガス排出削減にコミットしている場合。 (2) 当該国が、米国の締結する多数国／二カ国間の当該セクターに関する排出削減協定の締結国である場合。 (3) 当該セクターにおける直近の温室効果ガス集約度が米国以下である場合。 ➤ 以下の条件のいずれか一つに該当する国は除く： － 上記(1)~(3)のいずれかの条件を充たしている国 － 後発開発途上国（LDCs） － 当該国の世界の温室効果ガス排出量に占める割合が 0.5%以下でありかつ、米国の輸入にしめる当該国の割合が 5%以下の国
市場監視 ³¹		・ 連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、法律施行後 18 ヶ月以内に、排出枠及びクレジットの現物／デリバティブ取引に係る規則を策定し、取引市場の監督を行う。 ・ デリバティブ市場については、大統領が任命するワーキンググループも監視を行う。 ・ 商品先物取引委員会(CTFC)も、排出枠及びクレジットのデリバティブ取引の監督主体に追加する。 ・ 排出枠及びクレジットのデリバティブ取引は、CEA が適用される清算機関でクリアリングを行うものとする。
割当監視 ³²		・ 会計監査院長(Comptroller General)は、2014 年 1 月 1 日まで、またその後 2 年毎に、割当に関する報告書を議会に提出する。報告書には、割当を受けるプログラムの費用対効果や透明性の分析等を含む。
算定報告 ³³	報告義務	・ 対象事業者に加え、その他一部 EPA 長官が指定する事業者も報告義務を負う。
	報告内容	・ 報告義務を負う事業者は、①米国内の温室効果ガス排出量データ、②温室効果ガス排出をもたらす燃料及び製品の生産や輸入に関するデータ、③米国内の温室効果ガス吸収量データを報告する義務を負う。EPA 長官の定めに応じて、その他のデータ（排出量算定機器関連のデータ等）も提出する。
	算定方法	・ 法律施行後 6 ヶ月以内に、EPA 長官は気候登録簿(the Climate Registry)や他国/地域の義務的制度におけるベストプラクティス等を参考にしながら、算定報告に係る施行規則を策定する。 ・ 国内排出量取引制度の対象となる排出量の算定には、連続煙道排ガス計測システム（CEMS: Continuous Emission Monitoring System）あるいは CEMS と同レベルの正確性、信頼性、アクセス可能性を有する算定システムを用いる。国内排

³¹ § 341、§ 342、米国商品取引法（CEA）の改正に係る部分より。

³² § 794 より。

³³ § 713 より。

		出量取引制度の対象外である排出量については、CEMS がコストと見合った算定方法であるかを検討する。
	報告時期	- 基準期間（2007 年～2010 年）の各年のデータを 2011 年 3 月末までに報告する 2011 年以降は四半期毎のデータを当該四半期終了後 60 日以内に提出する。
	報告義務不履行	- 排出実績の報告義務を満たさない場合は、国内排出量取引制度の対象となる排出については、EPA 長官が想定しうる最大の量を排出したとみなす。 - 国内排出量取引制度の対象外である排出については、EPA 長官が想定しうる最もありうる量を排出したとみなす。
	情報公開	企業秘密等に接触しない限り、排出実績は公開される。
償却 ³⁴		対象事業者は、遵守年の翌年 4 月 1 日までに、排出実績量以上に相当する排出枠及びオフセットクレジットを償却しなければならない。
罰則規定 ³⁵		- 十分な排出枠を償却しない事業者は、「不足した排出枠の量×遵守年の最終オークションにおける落札価格の 2 倍」の罰金が課せられる。 - 不足した排出枠の償却義務は、免除されない。
州レベルの制度 ³⁶		2011 年末までに発行されたカリフォルニア州、RGGI、WCI の排出枠については、本法案の排出枠との交換を行う。交換価格は、排出枠のビンテージに応じて、各スキームにおける平均オークション落札価格とする。 2012 年～2017 年の間は、いずれの州もキャップ&トレード型排出量取引制度を実施してはならない。
登録簿 ³⁷		排出枠追跡システム及びオフセット登録簿を整備する。

³⁴ § 722 より。

³⁵ § 723 より。

³⁶ § 790 より。

³⁷ § 721(d)、§ 724(d)、§ 732(d)より。